**令和３年度一般会計歳入歳出決算ほか７件の不認定に係る措置について**

　令和３年度一般会計歳入歳出決算ほか７件の不認定を踏まえ，必要な措置を講じたので，地方自治法第233条第7項の規定により，以下の

とおり公表します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不認定日 | 不認定の理由 | 講じた措置 |
| 令和４年９月２８日 | 　離島振興事業委託料について，内訳が見えない状態であり，使い道について誰もが分かる報告をすべきである。また，市長交際費について，社会的に問題がある団体の関連イベントに激励金を支出したことへの対応から，不認定とされたもの。 | **１　離島振興事業委託料について**　これまで離島振興事業委託料として実施していた事業について，令和５年度当初予算では，委託の目的と内訳を明確化するために，目的ごとに事業を分割し，それぞれの事業ごとに必要経費を積み上げた金額で委託します。**２　市長交際費について**　社会的に問題がある団体への支出を行わないように，調査に限界はあるが，担当課においてできる限りの十分な調査を行い，問題がないことを確認した上で支出することとします。引き続き，交際費の支出に当たっては，それが必要且つ適正な支出であるかを精査した上で執行を行います。 |